



中小企業のための

法務講座



顧問弁護士

新年明けましておめでと
うございます。本年も引き
続きどうぞよろしくお願ひ
致します。

最近、親会社からの要請
により香港の取締役や駐在
員の方から立て続けに顧問
のご相談を頂きました。の
で、1度、顧問弁護士につ
いて執筆してみたいと思ひ
ます。

顧問弁護士のメ リット

①気軽にすぐに相談出来る
日系企業は、トラブルが

発生してから慌てて弁護士
を探し出すケースが多いよ
うです。ようやく良いと思
われる弁護士を見つけたと
しても、その弁護士が、御
社の案件を受けてくれるの
か。更には、日程調整、費
用の確認、利害相反チエツ
クなどの後、初回の場合
は、香港弁護士協会の規定
により、KYC（顧客を知
る）のために様々な書類を
ご準備頂く必要があります。
そうした手続きの後
に、ようやく弁護士と相談
が可能ですが、それでは間

に合わなくなってしまうこ
ともあるかもしれません。
顧問弁護士の場合は、トラ
ブルになりそうな気配を察
知した時点で、すぐに、
メール、電話はもちろんん面
談でご相談が可能です。

また、通常の法律相談で
あれば、大抵、顧問料の枠
内で収まりますので、タイ
ムチャージを気にしないで
気軽にご相談が可能です。

②会社の状況を理解してい
るため、より早く適切なア
ドバイスが可能である。
弁護士と顧問会社は、日
頃の相談を通じ会社の事情
を理解しているため、最初
から会社の説明をすること
なく、理解してもらえ、
顧問先を優先させるため素
早い対応が期待できます。
ある会社は香港法人設立時
から雇用ビザ、金融ライセ
ンス取得、更新管理からそ
の後の日常業務やトラブル
まで、当事務所の開業の頃
から継続して長期的に顧問
弁護士としてお付き合いさ
せて頂いております。

③コストパフォーマンスに
優れている
法務部としてスタッフを
雇うよりもコストを抑え
て、優秀な専門家が使えま
す。日系企業の場合は、日
本では大手企業であったと

しても、香港現法は小規模
な企業が多いため、法務を
外部の弁護士に委託するの
は、非常に合理的な選択だ
と思ひます。

香港に駐在員として派遣
されて香港のマネージメン
トを任されている方は、
マネージメントや営業畑の
方が多く、契約書（まして
英語や中国語で書かれてい
る）を取り扱うのに苦慮さ
れているようです。日本の
親会社や日本の顧問弁護
士に相談しても、日本での事
は、一般的な事は分かつて
も、香港の事は分からない
のでお困りの方が多いよう
です。日本と香港は法律が
異なります。餅は餅屋。香
港の弁護士であるプロにお
任せ頂くのが費用対効果も
高いと考えられます。

④本来の業務に専念するこ
とができる
日系企業の場合は、本社
への報告も重油な業務だと
思ひますが、弁護士とし
て、日本の法務部へ日本語
で直接アドバイスをするこ
とができ、本来の業務に専
念することが可能です。

⑤社会的信用の向上
顧問弁護士を置いている
会社は、コンプライアンス
が充実していると認識さ
れ、対外的な信用向上が期
待できます。

顧問弁護士のデメ
リット
費用がかかること以外に
は、デメリットはないで
しょう。逆に、顧問契約が
ない場合、弁護士に相談す
べき問題を相談しないで済
ませてしまいうリスクが生じ
ます。

顧問弁護士の活用例
①日常的な契約書の作成・
レビュー
香港では日本以上に契約
書が非常に重要となりま
す。後々、会社にとって

不利な条項があり、大きな
トラブルに発展することを
度々見聞します。新規取
引先とのビジネス開始に当
たり、顧問弁護士に契約書
を作成・レビューをしても
らえます。

②労務相談にももちろん対
応可能
香港では、労務関係を専
門にされていらっしゃるコ
ンサルタント会社も有るよ
うですが、そうした会社で
対応できなくなった案件が
弁護士に回ってきたりしま
す。香港法の弁護士であれ
ば、香港会社法、コーポ
レートファイナンス訴訟
だけではなく、労務までも
総合的に対応可能です。
③すべての法務を任せる
法務部を外注しているよ
うな形です。ビザ、労務、
契約書作成やレビューなど
香港法人で発生する法律関
連の業務を全て任せて頂い
ている顧問先様もありま
す。

顧問弁護士との契約をこ
検討中の経営者や富裕層の
方は、お気軽にご相談くだ
さい。（このシリーズは2
カ月に1回掲載します）

顧問弁護士の活用例
①日常的な契約書の作成・
レビュー
香港では日本以上に契約
書が非常に重要となりま
す。後々、会社にとって

不利な条項があり、大きな
トラブルに発展することを
度々見聞します。新規取
引先とのビジネス開始に当
たり、顧問弁護士に契約書
を作成・レビューをしても
らえます。

②労務相談にももちろん対
応可能
香港では、労務関係を専
門にされていらっしゃるコ
ンサルタント会社も有るよ
うですが、そうした会社で
対応できなくなった案件が
弁護士に回ってきたりしま
す。香港法の弁護士であれ
ば、香港会社法、コーポ
レートファイナンス訴訟
だけではなく、労務までも
総合的に対応可能です。
③すべての法務を任せる
法務部を外注しているよ
うな形です。ビザ、労務、
契約書作成やレビューなど
香港法人で発生する法律関
連の業務を全て任せて頂い
ている顧問先様もありま
す。

顧問弁護士の活用例
①日常的な契約書の作成・
レビュー
香港では日本以上に契約
書が非常に重要となりま
す。後々、会社にとって

筆者紹介

ANDY CHENG

弁護士 アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契
約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應
義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もあ
りジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

